

令和元年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和元年12月3日提出

富 谷 市

令和元年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について・・・・・・・・	1 3
議案第 3号	富谷市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について・・・・	2 3
議案第 4号	富谷市下水道事業の設置等に関する条例の制定について・・・・・・・・	2 6
議案第 5号	職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	2 9
議案第 6号	職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	3 6
議案第 7号	議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	4 5
議案第 8号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	4 8
議案第 9号	富谷市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	5 1
議案第 10号	富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・・・	5 6
議案第 11号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	5 9

議案第12号	富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	61
議案第13号	富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	66
議案第14号	令和元年度富谷市一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	別冊
議案第15号	令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第16号	令和元年度富谷市下水道事業特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第17号	令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第18号	令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第19号	令和元年度富谷市水道事業会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別冊
議案第20号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	69
議案第21号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・	70
議案第22号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・	71
議案第23号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・	72
議案第24号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・	73

議案第25号 和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・・・・・ 74

議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・ 75

## 承認

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市一般会計補  
正予算（第5号））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

議案第 1 号

富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い，会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため，本条例を制定するもの。

## 富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「会計年度任用単純労務職員」という。）を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償並びに会計年度任用単純労務職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 会計年度任用職員の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、会計年度任用職員（会計年度任用単純労務職員を含む。）の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務において生じた実費の弁償は、給与には含まないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。）

第4条第1項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法

第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第15条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号俸）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第7条 給与条例第6条第1項及び第2項並びに第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第8条 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第9条 給与条例第11条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 給与条例第14条第1項本文、第3項、第5項及び第8項（同条第6項に関する部分を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第14条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項及び第4条第1項の規定	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

	により割り振られた1週間の正規の勤務時間	
第14条第5項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
第14条第8項	勤務時間条例第5条の規定により第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員について第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第11条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第2項	休日において、正規の勤務時間	休日において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）
第15条第3項	勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第13条 給与条例第18条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第18条第1項の勤務は、第10条の規定により準用



する給与条例第14条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第15条第2項及び前条の規定により準用する給与条例第16条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第14条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条、第11条の規定により準用する給与条例第15条及び第12条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。)の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条の規定により準用する給与条例第14条、第11条の規定により準用する給与条例第15条及び第12条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月

額の合計額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)(第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に地域手当の割合(給与条例第11条の2第2項に規定する割合をいう。))を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員

には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第22条 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタ

イム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、規則で定める。

3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第11条の4第5項から第8項までの規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、富谷市職員等の旅費に関する条例（平成元年富谷町条例第7号）の規定を準用する。

(給与からの控除)

第29条 給与条例第6条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用単純労務職員の給与の種類及び基準)

第30条 会計年度任用単純労務職員の給与の種類は、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当とする。

2 会計年度任用単純労務職員の給与の基準については、この条例に規定する会計年度任用職員に係る規定を基準とし、市長が別に定める。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで非常勤職員として任用されている職員が、施行日において1年間の任期を定めて引き続き時間額で報酬を定めるパートタイ

ム会計年度任用職員として任用され、本条例の適用を受けることとなった場合の報酬時間額が施行日の前日に受けていた賃金時間額に達しないこととなるものには、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、報酬時間額にその差額に相当する額を加算した額を報酬として支給する。

(給料表改定の効力発生時期の特例)

- 3 第4条の規定により給与条例第4条第1項の規定を準用する場合において、同項に規定する給料表の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する月の翌年度の初日（当該条例の施行の日が翌年度の初日であるときは、その日）から生ずるものとする。

別表（第5条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
一般行政職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務



議案第 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

(富谷市職員定数条例の一部改正)

第1条 富谷市職員定数条例(昭和48年富谷町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、富谷市の機関に勤務する一般職の職員(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、富谷市の機関に勤務する一般職の職員(臨時</p> <hr/> <p>又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和28年富谷町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第4条・第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年富谷町条例第14号）

の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ついては、富谷市会計年度任用職員の給与及び</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>費用弁償に関する条例（令和 年富谷市条例第</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>号）第18条第1項から第3項までに規定す</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>る報酬の額）の10分の1を減ずるものとする。</u></p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____の10分の1を減ずるものとする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第17条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>計年度任用職員_____の勤務時間、休暇等</u></p> <p style="padding-left: 2em;">については、第2条から前条までの規定にかか</p> <p style="padding-left: 2em;">わらず、その職務の性質等を考慮して、規則の</p> <p style="padding-left: 2em;">定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(非常勤職員_____の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>び短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等</u></p> <p style="padding-left: 2em;">については、第2条から前条までの規定にかか</p> <p style="padding-left: 2em;">わらず、その職務の性質等を考慮して、規則の</p> <p style="padding-left: 2em;">定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第16条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちに、_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第20条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定</p>

改 正 後	現 行
<p>める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>第18条～第20条 略</p>	<p>める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>第18条～第20条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年富谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条_____に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第8条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第7条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年富谷町条例8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条 略 （補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して別に定める額</u></p> <p>第5条の2～第24条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 （補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条の2～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 富谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条例第34号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																																												
(趣旨)	(趣旨)																																												
<p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>別表(第2条, 第3条の2関係)</p> <p>非常勤特別職報酬</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>別表(第2条, 第3条の2関係)</p> <p>非常勤特別職報酬</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>防災会議</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>文化財保護審査会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>食育推進会議</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	略	略	防災会議	略			文化財保護審査会	略	食育推進会議	略			スポーツ推進審議会	略			開票立会人	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>防災会議</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>農業振興地域整備会長</td> <td>日額 6,000</td> </tr> <tr> <td>促進協議会</td> <td>委員 5,800</td> </tr> <tr> <td>農政協力員</td> <td>年額 26,000</td> </tr> <tr> <td>文化財保護審査会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>食育推進会議</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>健康推進員</td> <td>年額 24,000</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬の額	略	略	防災会議	略	農業振興地域整備会長	日額 6,000	促進協議会	委員 5,800	農政協力員	年額 26,000	文化財保護審査会	略	食育推進会議	略	健康推進員	年額 24,000	スポーツ推進審議会	略			開票立会人	略
職名	報酬の額																																												
略	略																																												
防災会議	略																																												
文化財保護審査会	略																																												
食育推進会議	略																																												
スポーツ推進審議会	略																																												
開票立会人	略																																												
職名	報酬の額																																												
略	略																																												
防災会議	略																																												
農業振興地域整備会長	日額 6,000																																												
促進協議会	委員 5,800																																												
農政協力員	年額 26,000																																												
文化財保護審査会	略																																												
食育推進会議	略																																												
健康推進員	年額 24,000																																												
スポーツ推進審議会	略																																												
開票立会人	略																																												

改 正 後			現 行		
			行政區長	年額	平均割 200,000 世帯数割一世帯につき 650
			公民館	公民館 協力員	日額 5,800
			社会教育指導員	月額	108,000 以内
			生涯学習専門指導員	月額	164,000 以内
			教育相談員	月額	240,000 以内
学校ほか嘱託医	略	略	学校ほか嘱託医	略	略
地域福祉計画推進協議会	略	略	地域福祉計画推進協議会	略	略
			語学指導等を行う外国人	月額	340,000 以内
子ども・子育て会議	略	略	子ども・子育て会議	略	略
市立幼稚園運営審議会	略	略	市立幼稚園運営審議会	略	略
			生活保護就労支援員	月額	150,000
			生活保護面接相談員	月額	150,000
福祉事務所嘱託医	略	略	福祉事務所嘱託医	略	略
			家庭児童相談員	月額	180,000
鳥獣被害対策実施隊	略	略	鳥獣被害対策実施隊	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を次のように改



正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第21条の3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</p>	<p>第1条～第21条の3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(臨時又は非常勤職員の給与)</u></p> <p>第22条 臨時の職員について、任命権者は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で賃金を支給し、市の一般職の職員に準じた通勤手当を支給することができる。</p> <p>2 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）について、任命権者は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で報酬を支給し、前項の手当に準じた費用弁償を支給することができる。</p> <p>3 前2項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前2項に定めるもののほか、他のいかなる給与も支給しない。</p>
<p>第23条 略</p> <p style="text-align: center;">(単純労務職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第23条 略</p> <p style="text-align: center;">(単純労務職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第22条の規定は、臨時又は非常勤の単純労務職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）について準用する。</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 富谷市職員等の旅費に関する条例（平成元年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する市の一般職員に属する職員<u>（非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）</u>をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第39条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する市の一般職員に属する職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第39条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市交通安全指導員条例の廃止)

第12条 富谷市交通安全指導員条例（昭和41年富谷町条例第10号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 3号

富谷市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について  
富谷市予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資することを目的に、調査及び事後対策を行う機関を設置するため、本条例を制定するもの。

## 富谷市予防接種健康被害調査委員会設置条例

### (設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種（以下「予防接種」という。）による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、富谷市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項をつかさどるものとする。

- (1) 予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的な見地から調査を行うこと。
- (2) 前号の規定による事後対策に関すること。
- (3) その他予防接種に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 宮城県塩釜保健所を代表する者
- (2) 黒川医師会を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 富谷市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、会議により知り得た事項を他に漏らしてはならない。  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4号

富谷市下水道事業の設置等に関する条例の制定について  
富谷市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用するため、本条例を制定するもの。

## 富谷市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、本市に下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画に定める処理区域及び当該処理区域における計画人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上

のもの

- (2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のもの。ただし、交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額に相当する額を超えるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

- (3) 前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（富谷市下水道事業特別会計条例の廃止）

- 2 富谷市下水道事業特別会計条例（昭和62年富谷町条例第18号）は、廃止する。



議案第 5号

職員の給与に関する条例等の一部改正について  
職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>

改正後	現行
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____，又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>，又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額</p>

改正後	現行
<p>は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____，又は死亡した職員にあつては，退職し_____，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第22条 略  （休職者の給与）</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が<u>これら</u>の規定に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____，又は死亡したときは，<u>同項の</u>規定により規則で定める日に，<u>それぞれ第2項又は第3項の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし，規則で定める職員については，この限りでない。</p> <p>6 略</p> <p>第23条の2・第24条 略</p>	<p>は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，<u>若しくは失職し</u>，又は死亡した職員にあつては，退職し，<u>若しくは失職し</u>，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第22条 略  （休職者の給与）</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が<u>当該各項に</u>規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し，<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>，又は死亡したときは，<u>第19条第1項の規定</u>により規則で定める日に，<u>当該各項の</u>例による額の期末手当を支給することができる。ただし，規則で定める職員については，この限りでない。</p> <p>6 略</p> <p>第23条の2・第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市職員等の旅費に関する条例(平成元年富谷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号_____若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む_____。)が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。</p>	<p>第1条・第2条 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。</p>

改 正 後	現 行
<p>(1)～(3) 略</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)</u> が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を、旅費として支給することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第4条～第39条 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者 _____ が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を、旅費として支給することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第4条～第39条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和50年富谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（登録の資格）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（登録の資格）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p>

改正後	現行
(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> 第3条～第19条 略	(2) <u>成年被後見人</u> _____ 第3条～第19条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 6 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて本市の一般職の職員の給与を改定するもの。



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>第1条～第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	

39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800

84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第11条の2の2 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため市が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p>	<p>第1条～第11条の2の2 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため市が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p>

改正後	現行
<p>ア 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条の4～第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u></p>	<p>ア 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条の4～第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場</u></p>

改 正 後	現 行
<p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の

住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しなことになる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第 7号

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第  
32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般職員の給与改定に準じて，所要の改正を行うもの。

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
 第1条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町  
 条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当）	第1条～第4条 略 （期末手当）
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の172.5</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の167.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改  
 正する。

改正後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当）	第1条～第4条 略 （期末手当）
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の170</u> とする。	3 前項の規定により期末手当を算出する場合 において，期末手当基礎額は，議員報酬月額に その額に100分の15を乗じて得た額を加 算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合 は <u>100分の172.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 8 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般職員ゝ給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)
第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の172.5</u> とする。	第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の167.5</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)	第1条～第3条 略 (通勤手当及び期末手当)
第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の170</u> とする。	第4条 略 2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の172.5</u> とする。
第5条～第7条 略	第5条～第7条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9号

富谷市手数料条例の一部改正について

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

受益者負担の適正化を図るため、各種証明手数料の一部改正を行うもの。

富谷市手数料条例の一部を改正する条例

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			現 行		
第1条～第7条 略 別表（第2条関係）			第1条～第7条 略 別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
1 納税に関する証明書の交付	1通につき <u>300円</u>		1 納税に関する証明書の交付	1通につき <u>200円</u>	
2 固定資産に関する証明書の交付	1通につき <u>300円</u>		2 固定資産に関する証明書の交付	1通につき <u>200円</u>	
3 課税に関する証明書の交付	1通につき <u>300円</u>		3 課税に関する証明書の交付	1通につき <u>200円</u> 。 ただし、多機能端末機による場合は1通につき <u>300円</u>	
4 公簿書類・図面の複写	1枚につき <u>300円</u>		4 公簿書類・図面の複写	1枚につき <u>200円</u>	
5 公簿書類・図面の閲覧	1枚につき <u>300円</u>		5 公簿書類・図面の閲覧	1枚につき <u>200円</u>	
6 身分に関する証明書の交付	1通につき <u>300円</u>		6 身分に関する証明書の交付	1通につき <u>350円</u>	
7 <u>住民基本台帳の一部の写しの閲覧</u>	10世帯まで <u>300円</u> 。10世帯を超えるごとに <u>300円</u> を加算した額	行政区ごとの閲覧とし、 <u>世帯の総数により算出する。</u>	7 <u>住民票補助簿</u> の閲覧	10世帯まで <u>200円</u> 。10世帯を超えるごとに <u>200円</u> を加算した額	<u>簿冊</u> ごとの閲覧とし、 <u>簿冊に記載されている世帯の総数により算出する。</u>
8 住民票の写しの交	1通につき <u>300円</u>		8 住民票の写しの交	1通につき <u>200円</u>	<u>富谷市が</u>



改正後			現行		
付	0円		付	0円。ただし、多機能端末機による場合は1通につき300円	備える住民基本台帳に記録されている者に係るものにあつては、同一世帯の世帯員について1件として交付するとき、1人増すごとに50円を加算する。ただし、多機能端末機による場合を除く。
9 住民票記載事項証明書 の交付	1通につき300円		9 住民票記載事項証明書 の交付	1通につき200円。ただし、多機能端末機による場合は1通につき300円	
			10 除かれた住民票 の閲覧	1枚につき200円	

改正後			現行		
10 除かれた住民票 の写しの交付	1通につき <u>30</u> 0円		11 除かれた住民票 の写しの交付	1通につき <u>20</u> 0円	同一世帯 の世帯員 について <u>1件とし</u> て交付す るときは、 <u>1人増す</u> ごとに <u>5</u> 0円を加 算する。
11 略	略		12 略	略	
12 除かれた戸籍の 附票の写しの交付	1通につき <u>30</u> 0円		13 除かれた戸籍の 附票の写しの交付	1通につき <u>35</u> 0円	
13 略	略		14 略	略	
14 略	略		15 略	略	
15 略	略		16 略	略	
16 印鑑登録証明書 の交付	1通につき <u>30</u> 0円		17 印鑑登録証明書 の交付	1通につき <u>20</u> 0円。ただし、多 機能端末機によ る場合は1通に つき <u>300</u> 円	
17 略	略		18 略	略	
18 略	略		19 略	略	
19 略	略		20 略	略	
20 略	略		21 略	略	
21 略	略		22 略	略	
22 略	略		23 略	略	
23 略	略		24 略	略	

改 正 後			現 行		
<u>24</u> 略	略		<u>25</u> 略	略	
<u>25</u> 略	略		<u>26</u> 略	略	
<u>26</u> 略	略		<u>27</u> 略	略	
<u>27</u> 略	略		<u>28</u> 略	略	
<u>28</u> 略	略		<u>29</u> 略	略	
<u>29</u> 略	略		<u>30</u> 略	略	
<u>30</u> 略	略		<u>31</u> 略	略	
<u>31</u> 略	略		<u>32</u> 略	略	
<u>32</u> 略	略		<u>33</u> 略	略	
<u>33</u> その他の証明	1件につき <u>30</u> <u>0円</u>		<u>34</u> その他の証明	1件につき <u>20</u> <u>0円</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の富谷市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第10号

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年富谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

一般廃棄物処理業許可等の申請の際に徴収する手数料について、受益者負担の適正化を図るため、現状の所要経費に合わせ、所要の改正を行うもの。

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年富谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第14条 略</p> <p>（許可手数料）</p> <p>第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に、納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(3) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 <u>10,000円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>第16条～第18条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>（許可手数料）</p> <p>第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に、納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 <u>3,000円</u></p> <p>(2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 <u>3,000円</u></p> <p>(3) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 <u>3,000円</u></p> <p>(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 <u>3,000円</u></p> <p>(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 <u>2,000円</u></p> <p>(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 <u>2,000円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>第16条～第18条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年富谷町条例第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第14条 略 （償還等） 第15条 略 2 略 <u>3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。</u> 第16条 略	第1条～第14条 略 （償還等） 第15条 略 2 略 <u>3 償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項，令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u> 第16条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。



## 議案第12号

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年富谷町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定により同意された基本計画に基づき、所要の改正を行うもの。

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年富谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行																							
<p>第1条・第2条 略</p> <p>（<u>区域</u>並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）</p> <p>第3条 この条例を適用する<u>区域及び当該区域の範囲</u>並びに<u>当該区域</u>における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設的面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高屋敷工業団地</td> <td>高屋敷 1から44まで</td> <td>100分の10以上</td> <td>100分の15以上</td> </tr> <tr> <td>成田二期北工業団地</td> <td>穀田石沢 1から4まで、4-1、5から28まで、30、35、36-1、36-2、37、38-1、38-2、39から50まで、53から55まで、57から83まで 穀田岩下 93-2、94-2 穀田三百刈 1から5まで、6-1、6-9、7-2、8-3、8-4、20-1、20-5、20-7、21-2から21-4まで、28-2、29-1、30、31、32-1、32-8、33、36-1、37-2、48-2、49-1、75-1、77-1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合	高屋敷工業団地	高屋敷 1から44まで	100分の10以上	100分の15以上	成田二期北工業団地	穀田石沢 1から4まで、4-1、5から28まで、30、35、36-1、36-2、37、38-1、38-2、39から50まで、53から55まで、57から83まで 穀田岩下 93-2、94-2 穀田三百刈 1から5まで、6-1、6-9、7-2、8-3、8-4、20-1、20-5、20-7、21-2から21-4まで、28-2、29-1、30、31、32-1、32-8、33、36-1、37-2、48-2、49-1、75-1、77-1			<p>第1条・第2条 略</p> <p>（<u>区域の範囲</u>並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）</p> <p>第3条 この条例を適用する<u>区域の範囲</u>並びに<u>当該区域の範囲</u>における緑地及び環境施設的面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の範囲</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設的面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富谷市成田九丁目1、上桜木二丁目1から3まで</td> <td>100分の10以上</td> <td>100分の15以上</td> </tr> <tr> <td>富谷市成田九丁目2、3、5、7、8、上桜木二丁目5</td> <td>100分の5以上</td> <td>100分の10以上</td> </tr> </tbody> </table>			区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合	富谷市成田九丁目1、上桜木二丁目1から3まで	100分の10以上	100分の15以上	富谷市成田九丁目2、3、5、7、8、上桜木二丁目5	100分の5以上	100分の10以上
区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合																								
高屋敷工業団地	高屋敷 1から44まで	100分の10以上	100分の15以上																								
成田二期北工業団地	穀田石沢 1から4まで、4-1、5から28まで、30、35、36-1、36-2、37、38-1、38-2、39から50まで、53から55まで、57から83まで 穀田岩下 93-2、94-2 穀田三百刈 1から5まで、6-1、6-9、7-2、8-3、8-4、20-1、20-5、20-7、21-2から21-4まで、28-2、29-1、30、31、32-1、32-8、33、36-1、37-2、48-2、49-1、75-1、77-1																										
区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合																									
富谷市成田九丁目1、上桜木二丁目1から3まで	100分の10以上	100分の15以上																									
富谷市成田九丁目2、3、5、7、8、上桜木二丁目5	100分の5以上	100分の10以上																									

改 正 後	現 行
<p> <u>穀田菅ノ沢</u>            56-1, 62-1, 62-3, 63            から68まで, 69-1, 71,            72, 73-1, 73-2, 74か            ら79まで, 81-1, 81-8,            81-10から81-13まで,            81-15から81-20まで,            81-25, 81-26, 81-28            から81-33まで, 81-38,            81-39  <u>穀田角力沢</u>            1, 2-1, 2-3, 3-1, 15-3,            16-3, 17-3, 20-1, 21-1,            22から26まで, 27-1,            28-1, 29-1, 31-5, 33-1,            34-1, 35-1, 48-3, 48-4,            50-2, 66-3, 67, 68-1,            68-3, 70-2, 70-4, 79,            82, 83-1, 84-3, 85-2,            87-2, 107, 109, 110-1            から110-3まで, 110-5,            120, 121  <u>穀田土間沢二番</u>            32-3, 37-3, 37-4, 38-1,            40-1, 40-8, 41-1, 42            から44まで, 50, 53か            ら55まで, 57, 58, 59-1,            59-2, 60, 61, 63から            65まで, 67, 68-1, 68-2,            69, 71, 74-1, 75, 78,            81-1, 81-2, 81-4  <u>穀田花ノ沢</u>            14-1, 16-1, 17, 18-1            から18-3まで, 21-1,            23-2, 24から27まで,            28-2, 28-3, 28-8から            28-10まで, 28-19から            28-21まで, 29から35            まで, 36-1, 36-2, 37,            38-2から38-12まで,            38-14, 38-19, 38-20,            38-27, 38-43, 38-45,            39  <u>西成田上八百刈</u>            25, 26, 27-1, 27-2,            28から35まで, 40,            41-2, 43-2  <u>西成田榎町</u>            1-1, 2, 3, 4-1, 5から            11まで, 12-1, 13, 14-1,            14-3, 17-1, 21-1, 22,         </p>	

改 正 後		現 行	
<p>23, 24-1, 26-1, 26-2, 27から33まで, 34-1, 34-2, 35-1, 36-1, 37-3, 38-1, 39-1, 40から45 まで, 46-1, 46-2, 47 から54まで, 55-1, 56-1, 57から60まで, 63から70まで, 72, 73, 78, 79, 81-1</p> <p>西成田追分 1-1, 26-1, 32-2, 34 から41まで, 48から50 まで</p> <p>西成田郷田三番 1, 2-1から2-3まで, 3 から28まで, 29-1から 29-4まで, 30-1, 30-2, 31から40まで, 42から 57まで, 58-1, 58-2, 59, 60-1, 60-2, 61か ら65まで, 15-1, 15-2, 16</p> <p>西成田下地藏堂前 3から34まで</p> <p>西成田竹ノ下一番 1から27まで, 28-1, 41-3, 42-1, 43-3, 44-1, 45, 46, 47-1, 48から 51まで</p> <p>西成田竹ノ下二番 1, 2, 3-1, 3-2, 4から 9まで, 10-1, 10-2, 11 から14まで, 15-1, 15-2, 16-1, 16-2, 17 から19まで, 20-1, 21 から37まで, 38-1, 38-2, 39から42まで, 46-1, 47から49まで</p> <p>西成田南田 21-2, 22, 24から26ま で, 34, 35, 40から53 まで, 54-1, 58-1, 59 から82まで, 83-1, 84-1, 85から91まで, 95, 99-1, 100, 101-1, 102 から 106 まで, 107-1, 108-3</p> <p>西成田山ノ神 1-1, 2から4まで, 5-1, 5-2, 6から19まで, 20-1, 20-2, 21から25</p>			

改 正 後			現 行	
	<u>まで, 26-1, 26-2, 27-1, 27-2, 28-1, 28-2, 29</u> <u>から35まで, 35-1, 36</u> <u>から53まで, 56, 57</u>			
<u>成 田</u> <u>南 工</u> <u>業 団</u> <u>地</u>	<u>明石上桜ノ木</u> <u>24-4, 24-6, 26-1, 26-6,</u> <u>26-9, 27-3, 31-1, 45-1,</u> <u>46, 47-1, 48-1, 93,</u> <u>94, 139-1, 140-3,</u> <u>142-3, 152-2, 154-1,</u> <u>155-1</u>			
<u>高 屋</u> <u>敷 西</u> <u>工 業</u> <u>団 地</u>	<u>富谷仏所</u> <u>226-1, 226-85, 227, 228</u> <u>富谷北沢</u> <u>24-1</u> <u>富谷南沢</u> <u>21-1</u> <u>富谷日渡</u> <u>34-1</u>			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について  
富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年富谷町条例第20号）  
の全部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

企業職員の給与等の基準を一般職員の規定の例によるとして統一することによって整合性を図るとともに、会計年度任用職員制度においても統一した対応を図るもの。

## 富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年富谷町条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当とする。

（給与の基準）

第3条 職員（地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員及び同法第19条第2項の承認を受けた職員並びに法第26条の5第1項に定める自己啓発等休業の承認を受けた職員を含む。）の給与（退職手当を除く。）の基準については、職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の規定の例による。

（退職手当）

第4条 企業職員に支給する退職手当の基準、額及び支給については、他の一般職員の例による。

（会計年度任用職員の給与）

第5条 企業職員のうち法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

2 会計年度任用職員の給与の基準、額及び支給方法は、富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富谷市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。



## 議案第20号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，下記のとおり指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求める。

### 記

- 1 公の施設の名称 富谷市地域活動支援センター
- 2 指定をしようとする団体 富谷市富谷西沢13番地  
社会福祉法人富谷市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕 俊

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求めるもの。

## 議案第21号

### 和解及び損害賠償額の決定について

市道明石石積線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

#### 記

- 1 損害賠償額 一金32,879円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金32,879円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

## 議案第 22 号

### 和解及び損害賠償額の決定について

市道明石石積線における自動車の損傷事故について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

#### 記

- 1 損害賠償額 一金 79,056 円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金 79,056 円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年 12 月 3 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

議案第23号

和解及び損害賠償額の決定について

市道明石石積線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金60,848円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金60,848円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

市営湯船沢住宅 28 号棟の給湯設備の故障により水道料金及び下水道使用料が増加した事故について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金 17, 108 円也
  
- 2 和解の相手方
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金 17, 108 円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年 12 月 3 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

## 議案第25号

### 和解及び損害賠償額の決定について

令和元年10月12日・13日に発生した台風19号による大雨の影響により、成田九丁目1号緑地内の土砂が崩れ、隣接する民有地のフェンスを破損したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

#### 記

- 1 損害賠償額 一金550,000円也
  
- 2 和解の相手方 大阪府大阪府中央区伏見町4丁目3番9号  
HK淀屋橋ガーデンアベニュー 2F  
鴻池運輸株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 鴻池 忠彦
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金550,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第26号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 眞 山 巳千子

生年月日

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

監査委員 眞山巳千子は、令和元年12月23日をもって任期満了となるため。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年12月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。



富専第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和元年度富谷市一般会計補正予算（第5号）（別紙のとおり）

令和元年11月1日

富谷市長 若生 裕俊

令和元年度富谷市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度富谷市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,229,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
14 国庫支出金		2,098,384	100,335	2,198,719
	1 国庫負担金	1,636,757	55,085	1,691,842
	2 国庫補助金	453,339	45,250	498,589
19 繰越金		677,214	39,214	716,428
	1 繰越金	677,214	39,214	716,428
21 市債		624,873	183,800	808,673
	1 市債	624,873	183,800	808,673
歳入合計		13,906,516	323,349	14,229,865

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		2,460,773	500	2,461,273
	1 総務管理費	2,043,679	500	2,044,179
6 農林水産業費		104,601	2,000	106,601
	1 農業費	95,233	2,000	97,233
9 消防費		639,699	4,499	644,198
	1 消防費	639,699	4,499	644,198
11 災害復旧費		2,004	316,350	318,354
	1 農林施設災害復旧費	2	181,000	181,002
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	123,587	125,587
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	2	11,763	11,765
歳 出	合 計	13,906,516	323,349	14,229,865

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 1 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	台風第 1 9 号農業用施設災害復旧費	181,000
1 1 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	台風第 1 9 号道路橋梁・河川災害復旧費	121,587
1 1 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	台風第 1 9 号都市計画施設災害復旧費	2,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1. 災害復旧債	183,800	普通貸借 又 は 証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上げ償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	183,800			

# 補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書  
給与費明細書  
地方債に関する調書

# 1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前の額
14 国庫支出金		2,098,384
	1 国庫負担金	1,636,757
	2 国庫補助金	453,339
19 繰越金		677,214
	1 繰越金	677,214
21 市債		624,873
	1 市債	624,873
歳入合計		13,906,516



(単位：千円)

補 正 額	計
100,335	2,198,719
55,085	1,691,842
45,250	498,589
39,214	716,428
39,214	716,428
183,800	808,673
183,800	808,673
323,349	14,229,865

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,460,773	500	2,461,273
	1 総務管理費	2,043,679	500	2,044,179
6 農林水産業費		104,601	2,000	106,601
	1 農業費	95,233	2,000	97,233
9 消防費		639,699	4,499	644,198
	1 消防費	639,699	4,499	644,198
11 災害復旧費		2,004	316,350	318,354
	1 農林施設災害復旧費	2	181,000	181,002
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	123,587	125,587
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	2	11,763	11,765
歳 出	合 計	13,906,516	323,349	14,229,865

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特 定 財 源			そ の 他	
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債		
0	0	0	0	500
0	0	0	0	500
0	0	0	0	2,000
0	0	0	0	2,000
0	0	0	0	4,499
0	0	0	0	4,499
100,335	0	183,800	0	32,215
45,250	0	85,500	0	50,250
55,085	0	89,400	0	△20,898
0	0	8,900	0	2,863
100,335	0	183,800	0	39,214

## 2. 歳入

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
4 災害復旧費国庫負担金	0	55,085	55,085
計	1,636,757	55,085	1,691,842

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

8 災害復旧費国庫補助金	0	45,250	45,250
計	453,339	45,250	498,589

(款)19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	677,214	39,214	716,428
計	677,214	39,214	716,428

(款)21 市債

(項) 1 市債

5 災害復旧債	0	183,800	183,800
計	624,873	183,800	808,673

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共土木施設災害復旧事業費負担金	55,085	55,085

1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金	45,250	45,250

1 繰越金	39,214	39,214

1 災害復旧債	183,800	183,800

### 3. 歳出

#### (款) 2 総務費

#### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 自治振興費	26,128	500	26,628	0	0	0	500
計	2,043,679	500	2,044,179	0	0	0	500

#### (款) 6 農林水産業費

#### (項) 1 農業費

5 農地費	18,245	2,000	20,245	0	0	0	2,000
計	95,233	2,000	97,233	0	0	0	2,000

#### (款) 9 消防費

#### (項) 1 消防費

5 災害対策費	13,336	4,499	17,835	0	0	0	4,499
計	639,699	4,499	644,198	0	0	0	4,499

#### (款) 11 災害復旧費

#### (項) 1 農林施設災害復旧費

1 農業用施設 災害復旧費	2	181,000	181,002	45,250	85,500	0	50,250
計	2	181,000	181,002	45,250	85,500	0	50,250

#### (款) 11 災害復旧費

#### (項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁・ 河川災害復 旧費	1,000	121,587	122,587	55,085	80,000	0	△13,498
2 都市計画施 設災害復旧 費	1,000	2,000	3,000	0	9,400	0	△7,400
計	2,000	123,587	125,587	55,085	89,400	0	△20,898

#### (款) 11 災害復旧費

#### (項) 3 その他公共施設・公用施設災害復旧費

1 その他公共 施設・公用 施設災害復 旧費	2	11,763	11,765	0	8,900	0	2,863
計	2	11,763	11,765	0	8,900	0	2,863

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額	主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額
19 負担金、補助及び交付金	500	補助金 町内会補助金 500	自治振興事業 500

16 原材料費	2,000	原材料費 2,000	農業用施設維持管理事業 2,000

3 職員手当等	4,499	職員 時間外勤務手当 4,499	台風第19号災害対応事業 4,499

13 委託料	34,200	委託料 災害復旧委託料 34,200	台風第19号農業用施設災害復旧費 181,000
15 工事請負費	140,800	工事請負費 災害復旧工事 140,800	
19 負担金、補助及び交付金	6,000	補助金 農業用施設等小災害復旧事業補助金 6,000	

15 工事請負費	121,587	工事請負費 災害復旧工事 121,587	台風第19号道路橋梁・河川災害復旧費 121,587
15 工事請負費	2,000	工事請負費 災害復旧工事 2,000	台風第19号都市計画施設災害復旧費 2,000

15 工事請負費	11,763	工事請負費 災害復旧工事 11,763	台風第19号その他公共施設・公用施設災害復旧費 11,763

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	
補 正 後	317		1,052,866	715,121	1,767,987
補 正 前	317		1,052,866	710,622	1,763,488
比 較				4,499	4,499

職 員 手 当  の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	66,564	23,202	20,823	263,885
	補 正 前	66,564	23,202	20,823	263,885
	比 較				
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 手 当 組 合 金 負 担 金 (千円)	児 童 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後	3,180	11,230	11,145	
	補 正 前	3,180	11,230	11,145	
	比 較				



共 濟 費 合 計 備 考	(千円)	(千円)
	348,191	2,116,178
	348,191	2,111,679
		4,499

勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
184,491	22,848	86,860	20,893	
184,491	22,848	82,361	20,893	
		4,499		
				計 (千円)
				715,121
				710,622
				4,499

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	0	1 その他の増減分	0
職 員 手 当 等	4,499	1 その他の増減分	4,499

説 明		備 考
地域手当 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 管理職手当 時間外勤務手当 住居手当 管理職員特別勤務手当 退職手当組合負担金 児童手当 単身赴任手当	4,499	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位:千円)

区 分	29年度末	30年度末	元年度中増減見込		元年度末 現在高 見込額
	現在高	現在高	元年度中起債 見込額	元年度中元金 償還見込額	
1. 普通債	3,584,339	3,464,234	538,100	245,639	3,756,695
(1) 民生債	474,600	456,179		18,507	437,672
(2) 労働債	174,900	174,900		13,088	161,812
(3) 土木債	173,029	289,188	141,000	11,134	419,054
(4) 消防債	1,800	1,800		450	1,350
(5) 教育債	2,760,010	2,542,167	326,300	202,460	2,666,007
(6) 総務債			70,800		70,800
2. 災害復旧債	186,392	170,124	183,800	26,417	327,507
(1) 土木債	147,602	133,989	89,400	21,416	201,973
(2) 農林水産業債	18,190	16,822	85,500	2,427	99,895
(3) 教育債	20,600	19,313	1,200	2,574	17,939
(4) 総務債			2,800		2,800
(5) 衛生債			4,900		4,900
3. その他	2,890,225	2,852,482	450,273	182,983	3,119,772
(1) 住民税減税補てん債	32,083	10,397		7,046	3,351
(2) 臨時財政対策債	2,858,142	2,842,085	450,273	175,937	3,116,421
計	6,660,956	6,486,840	1,172,173	455,039	7,203,974